

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 2 号

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年岩手県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>平成21年 3 月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用及び福祉等に係る業務に従事する者の確保を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。